

身体障害者短期入所事業

小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘 運営規程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 愛媛県済生会（以下「支部」という。）が設置する小田指定短期入所生活介護事業所緑風荘（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者が、支給決定を受けた障害者（以下「利用者」という。）に対し、適正な短期入所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 4 事業の実施にあたっては前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和 3 年愛媛県条例第 16 号）定める内容ほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名 称 済生会小田指定短期入所生活介護事業所 緑風荘
 - 2 所在地 喜多郡内子町小田 149 番地 1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	雇用区分				職 務 内 容
	常勤		非常勤		
	専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長		1			事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
事 務 長		1			施設長を補佐し、施設運営に関する事務の統括管理。
事 務 員		1			施設運営に関する事務にあたる。
生 活 相 談 員		1			利用者に対する日常生活上の支援・相談・介護を行う。

主任介護員		1			利用者の介護、処遇に当たり、介護サービス全般の管理を行なう。
介護職員		11		1	利用者の介護、処遇にあたる。
介助員		1			利用者の洗濯業務と介助にあたる。
介護支援専門員 兼 歯科衛生士		1			施設サービス計画の作成とその進行管理及び評価。 入所者の口腔ケアに当たる。
看護職員		2		1	利用者の看護、機能訓練の指導及び健康管理。
機能訓練指導員		1			利用者の機能訓練指導、及び健康管理。
管理栄養士		1			利用者への食事の提供及び栄養指導や健康管理にあたる。
医師（嘱託）				2	入所者の健康管理、診察及び保健衛生の指導。
宿直員				5	夜間における施設の管理宿直業務にあたる。
計		22		9	

（短期入所の事業の種類）

第 5 条 事業所は、障害者総合支援法第 5 条第 8 項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う、空床型とする。

（主たる対象者）

第 6 条 事業所は、主たる対象者を身体障害者とする。

（短期入所の定員）

第 7 条 事業所の短期入所の定員は 5 人とする。

（サービスの提供）

- 第 8 条 事業所は、短期入所の提供にあたっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、適切な方法により利用者を入浴させ又は清拭を行うものとする。
 - 3 事業所は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならないものとする。
 - 4 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行うものとする。
 - 5 利用者の健康の状況に配慮した健康保持のための適切な措置を講ずるものとする。
- ①口腔内のたんの吸引等の実施については本来医療行為であるが、社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、指定機関の研修を終了した介護福祉士及び研修を受けた介護職員においては、登録事業所の事業の一環として医療関係者との連携等の条件の下、たんの吸引等が実施可能

となる。

【実施可能な行為】

- ・たんの吸引（口腔内・鼻腔内）
- ・経管栄養（胃ろう・腸ろう）

②施設長が最終的な責任を持って安全の確保のための体制の整備を行うため、施設長の統括の下で関係者からなる施設内委員会を設置することとする。

- 6 利用者の排泄の自立を促すため、身体能力を最大限活用した援助を行うものとする。
- 7 機能回復訓練指導員が、利用者の心身等の状況に応じた機能回復訓練を実施するものとする。
- 8 利用者の心身状態、家族等の事情からみて送迎を行うことが必要と認められる場合は、送迎を行うものとする。
- 9 利用者の生活向上のための相談・助言・その他の援助を行うものとする。
- 10 利用者の生活リズムの安定や、清潔で快適な生活が送れるよう援助を行うものとする。

（身体拘束の禁止）

- 第 9 条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該利用者又はその他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
- しかし緊急やむを得ない場合（身体及び生命に危険があると判断した場合）は、本人又は家族に状況説明後、同意書を作成し、後の経過を記録し身体拘束解除、廃止に向けての対策を立てるものとする。
- 2 事業所の職員は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない

（利用者から受領する費用の額等）

- 第 10 条 事業所は、短期入所を提供した際は、支給決定を受けた障害者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領を行わない短期入所を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。
 - 3 事業所は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者から受けることができる。
 - （1）低所得者（生活保護、低所得 1、低所得 2）の場合、食事提供体制加算の対象となる。よって、1 日につき 480 円の一割 48 円を負担していただくものとする。（食費として、朝食 180 円、昼食 300 円、夕食 300 円の食べた回数分をいただくものとする。）低所得者以外は、食事代として 1 日 1600 円（朝食 440 円、昼食 580 円、夕食 580 円）をいただくものとする。

(2) 日用品費の実費

(3) その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であつての利用者に負担させることが適当と認められるものの実費

4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、旧小田町の区域とする。それ以外の利用者は、旧小田町を出てから1^{キロメートル}につき、軽自動車30円・普通自動車50円加算する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 事業所の利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 共同生活の秩序を保ち、規律を守る生活をする事

(2) 火気の取り扱いに注意すること

(3) けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと

(4) その他管理上必要な指示に従うこと

2 管理者は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町村に対して、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

(1) 事業所の秩序を乱す行為をした者

(2) 故意にこの規程等に違反した者

(緊急時における対応方法)

第13条 事業所の従業者は、短期入所の提供中に利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第14条 事業所は、防火管理者を定めるとともに、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を策定しておくものとする。

2 事業所は、前項の計画に基づいて、年2回避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第15条 事業所は、提供した短期入所に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、提供した短期入所に関し、障害者総合支援法第48条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当

該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により調査又は斡旋にできる限り協力するものとする。

(虐待防止のための措置)

- 第 16 条 虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果に従事者に周知徹底するものとする。
- 2 従業者への定期的な研修（年 1 回以上）を実施するものとする。
 - 3 虐待防止のための担当者（※）を配置することとする。
※サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者等、相談系サービスは相談支援専門員が該当。

(職員に対する研修)

- 第 17 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- (1) 採用時研修 採用後一ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 1 回

(秘密保持等)

- 第 18 条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

(記録の整備等)

- 第 19 条 事業所は、苦情、市町村通知書、不正報告、利用者に対する指定短期入所の提供に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(会計の区分)

- 第 20 条 事業所の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

(その他の運営に関する事項)

- 第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人^{恩賜財団}済生会支部 愛媛県済生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(福祉サービス第三者評価の受審)

- 第 22 条 福祉サービス第三者評価を受審することを推奨されているが、現状として当施設では受審していない。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この規程は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。